

議会活性化検討会協議項目⑮ オンラインを活用した本会議・委員会の運営について

(検討の目的)

- ◆ オンラインを活用した本会議・委員会の運営について、総務省からの通知を参考に、本市議会における取扱いについて検討する。
- ◆ 各会派及び議会活性化検討会における協議を経て、実施の可否が決定された施策から順次取り組むこととする。

1 本会議欠席議員によるオンラインでの質問の実施について

(R5.2.7総務省通知の内容)

- ・ 地方自治法において、本会議の議事に関し、表決・討論・質疑は、議員が議場において行わなければならないと考えられるが、前記に該当せず、団体の事務全般に関し執行機関の見解をただす主旨での「質問」による発言は、その形式に係る法律の定めはない。
- ・ 「質問」は、各団体の会議規則等に定められた手続きに基づき行われるものであり、各団体において所要の手続きを講じた上で、出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で「質問」することは差し支えないと考えられる。

(検討項目)

- ◆ 本会議への出席が困難な事情により欠席事由に該当する場合、欠席議員がオンラインで質問を行うことを可能とするか。(現時点で政令市・都道府県は未導入)

(実施のイメージ)

- ・ 質問者(欠席議員)は自宅等からパソコン・スマホ等を活用し、オンラインで質問する。
- ・ 議場では質問者の映像をモニター等で確認し、執行部の答弁は通常と同様、演壇から行う。

※ なお、オンラインでの質問を認める場合、以下の環境整備が必要となる。

(1) 議場の通信環境等の整備について

- ・ 質問者とオンラインで繋ぐための議場のネット環境整備
- ・ オンライン質問者を議場内で映し出すモニターの整備(既存の委員会室モニターを活用する、もしくは、より大型のモニター、スクリーン等を購入するなど。)
- ・ オンライン質問者の様子をインターネット中継するための環境整備

(2) 例規等の整備について

- ・ 現在の会議規則では、発言は全て演壇において行うとされているため、オンラインでも発言できるよう改正が必要。
- ・ 現在運用中のオンライン委員会の取扱い等を参考に、別途運営要綱等の整備が必要。

2 災害、育児・介護等を事由としたオンラインによる委員会への出席について

【R5.2.7総務省通知の内容】

- ・地方自治法において、委員会に関し必要な事項は条例で定めるとされている。各団体の条例や会議規則等について必要な改正等を行った上で、委員会への出席が困難と判断される事情がある場合として、例えば災害の発生や育児・介護等の事由をもって、オンラインによる方法で委員会に出席することは差し支えないと考えられる。
- ・具体的にどのような場合にオンラインによる方法での出席を可能とするかについては、各団体で判断されるものである。

（検討項目）

- ◆ 現在本市では、『新型コロナウイルス感染症のまん延防止』のみをオンライン出席の対象としているが、本年5月に感染症法上の位置づけが5類へ変更されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に限定せず、他都市を参考に『重大な感染症のまん延防止』への見直しを検討するもの。また、総務省通知で例示されている『災害の発生や育児・介護等の事由』を踏まえ、対象要件の見直しについて検討するもの。

（他都市の状況）

	オンライン出席の対象要件	左記要件規定の政令市	改正根拠
ア	重大な感染症のまん延防止 + 災害の発生等	仙台市、さいたま市、川崎市、横浜市、浜松市、北九州市、相模原市、神戸市、岡山市	主にR4年2月全国市議会議長会通知にて、「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等」という改正案が出されたことを受け、改正されたもの。
イ	重大な感染症のまん延防止 + 災害の発生 + 育児・介護等のやむを得ない事由	大阪市	R5年2月総務省通知を受け、改正されたもの。

■他都市におけるオンライン会議の開催方法の特例について（R5.9.1現在）

政令市		開催可否	開催方法の特例							改正時期
			感染症のまん延防止			災害の発生	育児・介護	その他 (やむを得ない理由)	条文	
			コロナのみ	コロナ・その他 重大な感染症	重大な感染症					
1	札幌市	×								
2	仙台市	○	—	●	—	●	—	—	新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認める場合又は大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難であると認める場合	R4年3月
3	さいたま市	○	—	●	—	●	—	—	新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延の予防措置の観点から又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるとき	R3年11月
4	千葉市	×								
5	川崎市	○	—	●	—	●	—	—	新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認める場合又は大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難であると認める場合	R4年4月
6	横浜市	○	—	●	—	●	—	—	新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会を招集する場所に参集することが困難と認めるとき	R4年2月
7	相模原市	○	—	—	●	●	—	—	重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会を招集する場所に参集することが困難であると認めるとき	R5年3月
8	新潟市	×								
9	静岡市	×								
10	浜松市	○	—	●	—	●	—	—	新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難であると認めるとき	R4年7月
11	名古屋市	×								
12	京都市	×								
13	大阪市	○	—	—	●	●	●	●	重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により、若しくは育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合	R5年6月
14	堺市	○	●	—	—	—	—	—	新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるとき	R3年2月
15	神戸市	○	—	—	●	●	—	—	重大な感染症のまん延防止の措置の観点から又は大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所への招集が困難と判断される実情がある場合	R3年6月
16	岡山市	○	—	—	●	●	—	—	重大な感染症のまん延又は災害の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるとき	R5年3月
17	広島市	×								
18	北九州市	○	—	●	—	●	—	—	新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延、災害の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるとき	R4年12月
19	福岡市	×								
20	熊本市	○	●	—	—	—	—	—	新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る必要があるため、委員会を招集する場所に参加することが困難であると認めるとき	R2年12月
計		12	2	6	4	10	1	1		

参考	開催可否	開催方法の特例							改正時期
		感染症のまん延防止			災害の発生	育児・介護	その他 (やむを得ない理由)	条文	
		コロナのみ	コロナ・その他 重大な感染症	重大な感染症					
熊本県	○	●	—	—	—	—	●	新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る必要があることその他の事情があるため、委員会を招集する場所に参加することが困難であると認めるとき	R4年3月